

2019年9月2日

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの2019年8月の前線に伴う大雨による災害により被災された方々に
心からお見舞い申し上げます。

《被害のご連絡窓口》

お客さまからの被害のご連絡は、以下の受付窓口またはご契約の取扱代理店で承っております。

事故受付専用フリーダイヤル（24時間365日受付）

0120-492-585

《災害救助法適用に伴う特別措置のご案内》

①保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2か月以内に満期日を迎えるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも災害救助法が適用された日から2か月以内に継続手続きくだされば、保険契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

②保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2か月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から、2か月を限度にその払込を延期することができます。

《災害救助法の適用地域》

下記に掲載してありますのでご確認ください。

本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております。

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15-6

ジック少額短期保険株式会社

電話：0475-50-2240（平日の午前9時30分～午後5時）

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【佐賀県】</p> <p>佐賀市(さがし)</p> <p>唐津市(からつし)</p> <p>鳥栖市(とすし)</p> <p>多久市(たくし)</p> <p>伊万里市(いまりし)</p> <p>武雄市(たけおし)</p> <p>鹿嶋市(かしまし)</p> <p>小城市(おぎし)</p> <p>嬉野市(うれしのし)</p> <p>神崎市(かんざきし)</p> <p>神崎郡吉野ヶ里町 (かんざきぐんよしのがりちょう)</p> <p>三養基郡基山町 (みやきぐんきやまちょう)</p> <p>三養基郡上峰町 (みやきぐんかみみねちょう)</p> <p>三養基郡みやき町 (みやきぐんみやきちょう)</p> <p>東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいち ょう)</p> <p>西松浦郡有田町 (にしうらまつぐんありたちょう)</p> <p>杵島郡大町町 (きしまぐんこうほくまち)</p> <p>杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち)</p> <p>杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう)</p> <p>藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)</p>	<p>8月28日</p>	<p>多数の者が生命又は身体に 危害を受け、又は受けるおそ れが生じており、継続的に救 助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令 第1条第1項第4 号適用</p>